農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和２年１１月１日

郡上市長　日置　敏明

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
高原地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日
令和２年９月１７日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
１　経営体数
法人　　１経営体

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

５．農地中間管理機構の活用方針
・担い手である(有)アグリサービス郡上へ集積を行う場合には、農地中間管理機構を通じ集積を行う。

６．地域農業の将来性のあり方
・後継者のいる農家については、今後とも水稲の作付を基本とし、地区の担い手である(有)アグリサービス郡上においては、大麦の作付を基本としながら、新たな作物の作付等収益力の強化を図る。
また、高原地区において担い手が不足していることから、新規就農者の受け入れを積極的に行う。